

保 護 者 各 位

令和 8 年度 現況届の提出について

保育園や認定こども園を継続して利用している方は、保育認定状況を確認するため、年 1 回の現況届の提出が必要です。お子様の保育認定の継続に関わる重要な書類であります。提出期限厳守で提出してください。

提出が無い場合、退園になる可能性があります。

(1) 提出期限 令和 8 年 9 月 3 0 日必着

※保育課に郵送提出（同封の返信用封筒をご利用ください）

(2) 提出書類

すべての方が提出する書類

	提出書類	備考
①	令和 8 年度 現況届	世帯につき 1 枚です。
②	保育の利用を必要とする事由を証明する書類	<u>父母それぞれに必要です。</u>
③	現況届チェックリスト	

該当する方が提出する書類（世帯に外国籍の方が居る場合）

提出書類	備考
④ <u>在留カードの写し（両面）</u>	父母＋児童（本人）、兄弟姉妹、同居の祖父母等（全員）

②「保育の利用を必要とする事由を証明する書類」について

現況届裏面「2 保育を必要とする理由」に黒に塗りつぶされている事由の必要書類を父母等それぞれ提出してください。「2 保育を必要とする理由」は、7 月時点の認定内容で発行しています。各提出書類は、市の所定様式でお願いします。

※認定の内容に変更がある場合は現況届とは別に速やかに認定変更の手続きを行ってください。

市の所定様式は豊橋市役所ホームページからダウンロードし、ご利用ください。

多言語の方は豊橋市役所 保育課 HP をご確認ください。

For foreigners language please check the City HP/ Para outras línguas favor consultar a página oficial



豊橋市役所 保育課 HP

二次元コード

（裏面へ続く）

(3) 認定変更について

a. 現況届印字内容に変更がある場合

現況届の印字内容から変更がある場合（世帯状況または認定内容（保育事由、保育必要量等））は、認定変更の手続きが別途必要になります。

認定変更希望月の前月20日までに在籍園へ認定変更必要書類をご提出ください。

※現況届用紙では認定変更は受け付けません。

b. 令和8年7月または8月認定変更の申請をされた方

【令和8年7月認定変更の申請をされた方】

7月に変更した内容に修正されているか確認し、現況届裏面「3 給付認定の現況確認」給付内容変更有無 ☐ 無にチェックをした上で、変更内容のカッコ内に『7月変更済み』と記入してください。

【令和8年8月認定変更の申請をされた方】

現況届は7月時点の認定内容が印字されていますが、修正は不要です。

現況届裏面「3 給付認定の現況確認」給付内容変更有無 ☐ 無にチェックをした上で、変更内容のカッコ内に『8月変更済み』と記入してください。

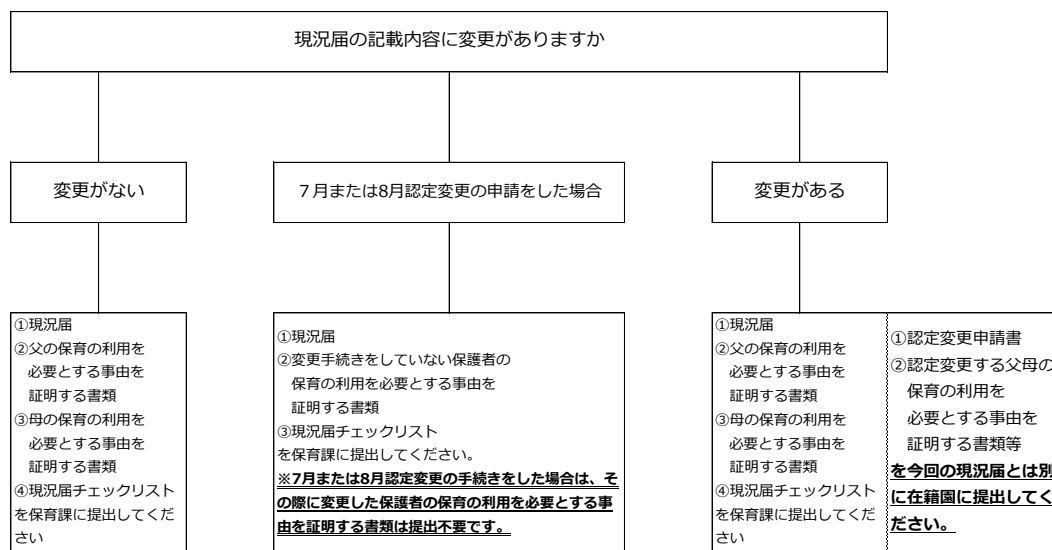
なお、現況届は父母それぞれの提出書類が必要です。保護者のどちらかだけ認定変更をしている場合は、認定変更をしていない保護者に係る証明書類を添付の上、令和8年9月30日までに郵送にて保育課へ提出してください。

<父母どちらかの書類の提出が必要な例>

7月認定変更で、母が就労から妊娠・出産に認定変更、父は就労から認定変更なし。

この場合、現況届と父の就労証明書、現況届チェックリストの提出が必要です。

参考 現況届フローチャート



問い合わせ：豊橋市役所 保育課

TEL 0532-51-2374